

旭医大達第101号

旭川医科大学病院ドクタースマホ運用管理委員会規程を次のように定める。

令和6年7月10日

旭川医科大学 西川 祐司

### 旭川医科大学病院ドクタースマホ運用管理委員会規程

(設置)

第1条 旭川医科大学病院（以下、「本院」という。）に、ドクタースマホ運用管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドクタースマホ 本院が医師等に貸与するスマートフォンのこと。
- (2) アプリ ドクタースマホにインストールされるアプリケーションソフトウェアのこと。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) ドクタースマホ及びアプリの導入、運用及び管理に関すること。
- (2) その他ドクタースマホ及びアプリに関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 病院長
- (2) 内科（循環器・腎臓）の医師 1人
- (3) 外科（血管・呼吸・腫瘍）の医師 1人
- (4) 外科（心臓大血管）の医師 1人
- (5) 眼科 の医師 1人
- (6) 麻酔科蘇生科 の医師 1人
- (7) 脳神経外科 の医師 1人
- (8) 臨床検査・輸血部長
- (9) 手術部長
- (10) 放射線部長
- (11) 放射線部技師長
- (12) 救命救急センター長
- (13) 医療情報システム安全管理責任者
- (14) 遠隔医療センター長
- (15) 看護部長又は看護部副部長のうち 1名
- (16) 事務局次長（病院担当）
- (17) 経営企画課長
- (18) 施設課長
- (19) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第2号から第7号まで及び第15号、第19号の委員は、病院長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第4条第1項に規定する委員が、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、その代理の者を出席させることができる。

4 前項の規定による代理出席者は、第4条に規定する委員とみなす。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和6年7月10日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

#### 【制定理由】

ドクタースマホ等の導入及び運用、管理を継続的に行う組織を設置する。